

令和2年5月14日  
(令和2年5月21日改訂)  
(令和2年10月21日改訂)  
(令和3年12月6日改訂)  
(令和4年10月3日改訂)  
(令和4年11月28日改訂)

公益社団法人日本ブライダル文化振興協会  
一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

## 結婚式場業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」

このガイドラインは、結婚式に参列されるお客様及び従業員、結婚式に係わる関連スタッフ全員をコロナウイルス感染のリスクから守るために策定したものです。

この度、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和4年9月8日変更)に基づき下記の通りガイドラインを改訂いたしました。自治体から出される措置・要請に基づきつつ、本ガイドラインに基づく感染防止対策を講じたうえで結婚式を実施してください。

なお、各項目の実施に際しては、「感染拡大防止に向けた取組」についても併せて参照いただくようお願いします。<https://corona.go.jp/proposal/>

また、緊急事態措置区域及び重点措置区域等においては、第三者認証制度やワクチン・検査パッケージ制度、対象者に対する全員検査等を活用しながら、安心・安全を確保した結婚式の継続実施に努めていただくようお願いいたします。

今後の各地域の感染状況を踏まえて、本ガイドラインは、随時見直していくこととしています。(下記のうち、最新の改訂は下線箇所。)

### 記

#### 1 結婚式場におけるリスク評価

結婚式は、来場者が予め特定されていること、来場・利用時間が限定されている等の特徴があるが、飛沫感染・エアロゾル感染・接触感染のなどの感染経路に応じたリスク評価を行い、感染防止策を講じる。

特に、感染リスクが高まる「5つの場面」の下記各場面が該当するところを具体的に点検し、個々の場面に重点を置いた対策を実施する。

(場面1) 飲酒を伴う懇親会等

具体的には、飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。

#### (場面2) 大人数や長時間におよぶ飲食

具体的には、大人数での飲食は、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。

#### (場面3) マスクなしでの会話

具体的には、マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やエアロゾル感染での感染リスクが高まる。

#### (場面4) 狭い空間での共同生活

具体的には、従業員食堂や休憩室などの共用部分で感染が疑われる事例が報告されている。

#### (場面5) 居場所の切り替わり

具体的には、休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

なお、3密（密集・密閉・密接）のいずれかに該当する場面では、一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けるよう日頃から徹底する。なお一つの密であっても感染リスクはあることの認識が必要である。

結婚式場において想定されるリスクは次の通り。

#### 「飛沫感染・エアロゾル感染」

パブリックスペース：特定多数の参列者による混雑時の人と人との距離

披露宴会場等：換気の状態、席次への配慮、余興内容等大きな声を出す場面、入場・退場時の行列、混雑

#### 「接触感染」

パブリックスペース：テーブル・エレベーターのボタン・エスカレーターのリフト・トイレ等

披露宴会場等：ドアノブ・テーブル・電源等スイッチ等

バックヤード：ドアノブ・エレベーターのボタン・エスカレーターのリフト・トイレ・お皿・グラス・シルバー等

## 2 感染防止対策

### (1) 共通

#### ① 正しいマスク着用及び咳エチケットの徹底

- ・正しいマスクの着用について施設内で掲示等周知するとともに、咳エチケットについて徹底する。

- ・マスクについては、不織布マスクを推奨する。
- ・参列者の来場時には、正しいマスクの着用を求め、ロビー、控室、式場等屋  
内においては、人との距離が保て、会話をほとんど行わない場合を除き、マ  
スクを着用してもらう。なお、マスクを持参していない参列者には、マスク  
配布等を行う。
- ・屋外では、季節を問わず、マスク着用は原則不要だが、人との距離（目安 2  
m）が保てず、会話をする場合は、着用してもらう。
- ・病気や障害等でマスクの着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別が  
生じないよう十分配慮するとともに適切な感染対策を講じる。
- ・従業員及び関連スタッフについてもマスクを着用する。
- ・マスクの着用については、厚生労働省 HP「マスク着用について」を参照と  
すること

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html)

#### ② 大声を出さないことの徹底

- ・大声を出すことを控える。ただし、余興や歌唱等で大声を出す場合には、対  
人距離の確保とともに、換気の徹底やマスクの着用等の感染対策を行ったう  
えで行う。

#### ③ 手洗い・手指消毒の徹底

- ・出入口等に消毒液を設置するとともに、消毒液が無くならないよう適宜補充、  
定期的な交換をする。
- ・参列者、従業員にこまめな手洗いを推奨する。
- ・出入口、トイレ等ウイルスの付着が考えられる箇所については、適宜消毒を  
実施する。

#### ④ 換気徹底による密閉回避・保湿

- ・適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気を徹底する。
  - ・乾燥により湿度が下がる場合は、湿度が 40%以上を目安に加湿を行う。
  - ・また、換気に加えて、CO2 測定装置の設置と常時モニター（1000ppm 以下）  
の活用を検討する。（※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。）なお、  
CO2 測定装置を設置する場合は、室内の複数箇所で測定し、特に換気が不  
十分となりやすい場所に設置する。
  - ・HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可とする。
- ※なお、寒冷な場面の場合であっても、暖気を維持しながら、常時換気又はこ  
まめな換気を徹底する。その際、換気量を維持しながら、暖気を保つため、  
こまめに大きく窓開けするのではなく、常時小さく窓開けする等の工夫は  
可とする。

### ⑤ 密集の回避

- ・ 参列者の来場時間や退場時間等を予め把握し、感染防止のため、参列者が密にならないよう係員による誘導等を行う。特に結婚式や披露宴終了後に出入口やロビー等で人と人との十分な間隔を空け、密ができないよう注意する。

### ⑥ 利用者の制限

- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触と判断された場合には、保健所等の指示に従っていただき、参列はご遠慮いただくよう、事前にご案内する。
- ・ 検温を行い、来場者に発熱等の症状がみられる場合（37.5 度以上の場合や 37.5 度未満でも平熱より高いことが明らかな場合）は、来場を制限する。
- ・ 有症状者には参列を控えていただくよう、あらかじめお知らせする

## (2) 挙式場

- ・ 参列者は、隣席との十分な間隔を開ける。

ただし、本ガイドラインによる感染防止策の徹底及び以下に掲げる対策を遵守する場合には、定員での使用を妨げないものとする。

### ① 正しいマスク着用の徹底。

- ② 会場内での換気には特に注意をすること。ゴスペルや雅楽の演奏については、演者と参列者等と対人距離の確保とともに、換気の徹底やマスクの着用等の感染対策を行ったうえで行う。

## (3) 披露宴会場

- ・ 披露宴会場は、出来るだけ広めの会場を手配し、椅子を間引くこと等十分な間隔（※）を空けた座席配置又は換気に注意をしたうえでアクリル板等の設置等、飛沫感染・エアロゾル感染に効果のある措置等を実施する。

- ・ グラスやお猪口の回し飲みは避ける。

- ・ 使用するお皿・グラス・シルバー類 は使用前の消毒、使用後の洗浄を徹底する。

- ・ テーブル、アクリル板等は披露宴開始前に清拭消毒をする。

- ・ マイクについては、適時消毒又は差し替えを行う。

- ・ 大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があることは専門家からも指摘がなされる場所であり、BGMの音量を上げすぎることがないように留意する。

- ・ 食事以外の正しいマスク着用を促す。

- ・ 迎賓、送賓を行う場合は、人が密集しないよう、係員による誘導を行う。

（※）「十分な間隔」とは、できる限り1m程度を目安とし、少なくとも隣の席とは1席程度の間隔を空けることをいう。

#### (4) 写真

- ・集合写真を撮影する場合は、直前までマスクを着用し、会話を控えてもらう。
- ・スナップ写真を撮影する際には、密集となることのないポーズとする。

#### (5) ロビー・控室

- ・テーブル、ドアノブ、エレベーターのボタン、エスカレーターのベルト等、不特定多数の者が触れる可能性のある個所については、定期的な清拭消毒を実施する。
- ・他の結婚式参列者と重なることのないようなタイムスケジュール、動線に配慮する。
- ・ロビー、控室等は、参列者が密になることのないようレイアウトし、マスクを着用してもらう。また、スペース内換気を徹底する。

#### (6) トイレ

- ・ドアノブ、蛇口、手洗いシンク、便器等は、定期的に清拭消毒を行う。
- ・手を洗う場所には液体せっけん、手指消毒剤等を設置し、定期的に交換する。
- ・トイレ内の常時換気。

#### (7) 清掃・消毒

- ・施設内共用部（出入口、休憩室、更衣室、食堂、喫煙室）や、ウイルスが付着した可能性のある場所（トイレ、手すり、テーブル・等）の定期的な清拭消毒を徹底する。
- ・消毒方法については、例えば厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する。

#### (8) バックヤード

- ・休憩スペース、食事スペース、喫煙スペース等では下記の点を徹底する。
  - ①（食事、喫煙を含む）休憩・休息の際は対人距離の確保、適切な換気、3密の回避を徹底し、一定数以上が同時にスペース内に入らないよう、収容人数を決めて従業員に混雑時間帯の利用回避を周知したり、スペースの追設やパーティションの設置、休憩時間をずらすといった工夫をする。
  - ②食事、着替え、喫煙等でマスクを着用しないときは、会話を控えるか、会話の場合はマスクを必ず正しく着用。
  - ③休憩スペースの常時換気。

④共用する物品（テーブル等）の定期的な消毒。

⑤入退室前後の手洗い徹底。

#### (9) 従業員

・従業員に平熱を超える発熱などの症状がある場合には、その従業員の出勤自粛を図り、受診・相談センターやかかりつけ医などに適切に相談することを勧める。  
なお、重症化リスクの少ない者であって、症状が軽い方は、自己検査をしたうえで陽性であった場合には健康フォローアップセンターに登録し自宅療養を開始することが可能となっている。

・感染リスクが高まる「5つの場面」、「新しい生活様式」等の案内物を活用して、従業員に対する新型コロナウイルス感染症予防管理対策を周知・徹底する。

・十分なマスク着用の効果を得るためには装着した部分に隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う（品質の確かなもの、できるだけ不織布マスクを着用）。正しいマスクの着用法について、「厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照のこと。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html)

・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

・職場における検査の更なる活用・徹底を図る。

① 普段から、平熱が把握できるよう体温の日ごとの推移がわかるような健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。

② 体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する。

③ 抗原定性検査については、厚生労働省の薬事承認した抗原簡易キットを利用する。また、厚生労働省のWEBサイト「新型コロナウイルス感染症に関する検査について」等を参照のこと。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00132.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00132.html)

#### (10) ゴミの廃棄

・鼻水、唾液などのごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。

・ゴミを捨てた後は、必ず液体せっけんと流水で手を洗う。

#### (11) 打合せ

・顧客の要望によりオンラインでの打ち合わせが可能な環境を整える。

・新規接客においても、リモートでのご案内等の環境を検討する。

・フェア等のイベント開催にあたっては、予め混雑しない様、日程、時間、人数を調整する。

- ・人と人が対面する場所（対面の販売所・カウンターなど）では、3密の回避と身体的距離を確保するほか、正しいマスク着用と換気を徹底し、飛沫感染・エアロゾル感染対策を図るものとする。

#### (12) その他

- ・美容室等、新郎新婦の体に直接接触する場合は、手洗いあるいは手指消毒をよりこまめにするなどにより、接触感染対策を行う。
- ・高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底かつ丁寧な対応を検討する。
- ・車輦内部や共同生活空間でも正しいマスクの着用、大声や長時間の会話を控えること、換気の徹底、可能な限り対人距離の確保を図る。
- ・テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤通勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制など、様々な勤務形態の導入を業務体系に応じ検討する。
- ・このガイドラインは、結婚式に係わる、パートナー企業、納入事業者等にも説明し、準拠を求める